

# 令和3年度4月からの保育料・給食費（副食費）

## 1号認定子ども

区 分	保育料	給食費 (副食費)
生活保護世帯	幼児教育・保育の 無償化により無料	免除
市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯		
市区町村民税課税世帯（77,101円未満の世帯）		
市区町村民税課税世帯（77,101円以上の世帯）		保護者負担

### ※副食費（おかず代・おやつ代等）

1号認定においては、77,101円未満（ひとり親世帯等含む）の世帯の副食費は免除されます。  
（それ以外はこれまでどおりご利用の施設等に直接お支払いください）

また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校3年生以下の児童から数えて3番目以降の場合を指します。

※その他、教材費、行事費など実費徴収や上乗せ徴収する施設があります。

※保育の必要性がある、3～5歳児が預かり保育を利用する場合の利用料は、施設等利用給付認定（新2号認定）を受けることで、月額11,300円（1日あたり450円）を上限として無償化の対象となります。

※保育の必要性がある、市区町村民税非課税世帯の満3歳児が預かり保育を利用する場合の利用料は、施設等利用給付認定（新3号認定）を受けることで、月額16,300円（1日あたり450円）を上限として無償化の対象となります。

ただし、施設等利用給付認定を受けていなくても、預かり保育の利用はできます。

※年度途中で満3歳の誕生日を迎えるお子様は、次の3月31日までは「満3歳未満児」の扱いとなり、新年度4月から「3歳児」となります。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料額は、施設で設定します。  
施設等利用給付認定（新1号認定）を受けることにより、月額25,700円を上限として、無償化の対象となります。

※市立幼稚園については、学校教育課へお問い合わせください。

※令和3年度の市区町村民税が令和3年6月に決定することに伴い、令和3年9月からの保育料・給食費（副食費の免除の可否）が変更になる場合があります。変更があった場合の保育料・給食費（副食費の免除の可否）の決定は、8月下旬までに文書でお知らせします。

# 令和3年度4月からの保育料・給食費（副食費）

## ① 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（里・下飯保育園を除く）

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子（基準額の半額）

(単位:円・月額)

区分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳児未満子ども (3号認定子ども)			
		保育料	給食費(副食費)	保育標準時間	保育短時間		
生活保護世帯	A	幼児教育・ 保育の無償 化により無料	免除	幼児教育・保育の 無償化により無料			
市町村民税非課税世帯	B01			13,600 ( 6,800)	13,400 ( 6,700)		
で市A 町階 村層 のを 区除 分税 に税 該所 当得 する割 る額 課税 世帯 の(★)	48,600円未満			C01	保護者 負担	21,000 ( 10,500)	20,700 ( 10,350)
	48,600円以上 57,700円未満			D01'		21,000 ( 10,500)	20,700 ( 10,350)
	57,700円以上 97,000円未満			D01		27,800 ( 13,900)	27,400 ( 13,700)
	97,000円以上 121,000円未満			D02		33,300 ( 16,650)	32,800 ( 16,400)
	121,000円以上 169,000円未満			D03		39,600 ( 19,800)	39,000 ( 19,500)
	169,000円以上 301,000円未満			D04		44,000 ( 22,000)	43,300 ( 21,650)
	301,000円以上 397,000円未満			D05		46,800 ( 23,400)	46,100 ( 23,050)
	397,000円以上			D06			

### ◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	B01減	幼児教育・ 保育の無償 化により無料	免除	幼児教育・保育の 無償化により無料		
★	48,600円未満			C01減	6,000 ( 0)	6,000 ( 0)
	48,600円以上 57,700円未満			D01減'	6,700 ( 0)	6,700 ( 0)
	57,700円以上 77,101円未満			D01減	6,700 ( 0)	6,700 ( 0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※年度途中で3号から2号に認定が変更になった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児（3号認定子ども）の保育料を適用します。

※教育・保育認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

※通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などはこれまでどおり保護者負担となります。

※副食費（おかず代・おやつ代等）

2号認定においては、57,700円未満（ひとり親世帯等については、77,101円未満）の世帯の副食費は免除されます。

（3号認定については保育料に含まれます、それ以外は施設等に直接お支払いください）

また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校就学前の児童から数えて3番目以降の場合を指します。

※教育・保育認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。（延長保育料は無償化の対象とはなりません。）

## ② 里保育園・下甌保育園

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子(基準額の半額)

(単位:円・月額)

区 分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳児未満子ども (3号認定子ども)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	1	幼児教育・保育の 無償化により無料		幼児教育・保育の 無償化により無料		
市町村民税非課税世帯	2					
で市1階層を 次の区 に除き、 当該年度分の 所得割額課税世帯 (●)	48,600円未満			3	8,800 ( 4,400)	8,600 ( 4,300)
	48,600円以上 57,700円未満			4'	13,600 ( 6,800)	13,300 ( 6,650)
	57,700円以上 97,000円未満			4	13,600 ( 6,800)	13,300 ( 6,650)
	97,000円以上 121,000円未満			5	18,000 ( 9,000)	17,600 ( 8,800)
	121,000円以上 169,000円未満			6	21,600 ( 10,800)	21,100 ( 10,550)
	169,000円以上 301,000円未満			7	25,700 ( 12,850)	25,100 ( 12,550)
	301,000円以上 397,000円未満			8	28,600 ( 14,300)	27,900 ( 13,950)
397,000円以上	9	30,400 ( 15,200)	29,700 ( 14,850)			

### ◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	2減	幼児教育・保育の 無償化により無料	幼児教育・保育の 無償化により無料		
●	48,600円未満		3減	3,500 ( 0)	3,500 ( 0)
	48,600円以上 57,700円未満		4減'	4,300 ( 0)	4,300 ( 0)
	57,700円以上 77,101円未満		4減	4,300 ( 0)	4,300 ( 0)

※保育料額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※年度途中で3号から2号に認定が変更になった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児(3号認定子ども)の保育料を適用します。

※教育・保育認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乘せ徴収する場合があります。

※教育・保育認定された保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。(延長保育料は無償化の対象とはなりません。)